

…危険！法律違反です！

沖縄総合事務局では、道路運送車両法78条の規定に基づく認証を受けないで自動車分解整備事業を行う者「未認証行為」に対し、従来からこのような違法行為の中止か認証取得の指導を行っています。

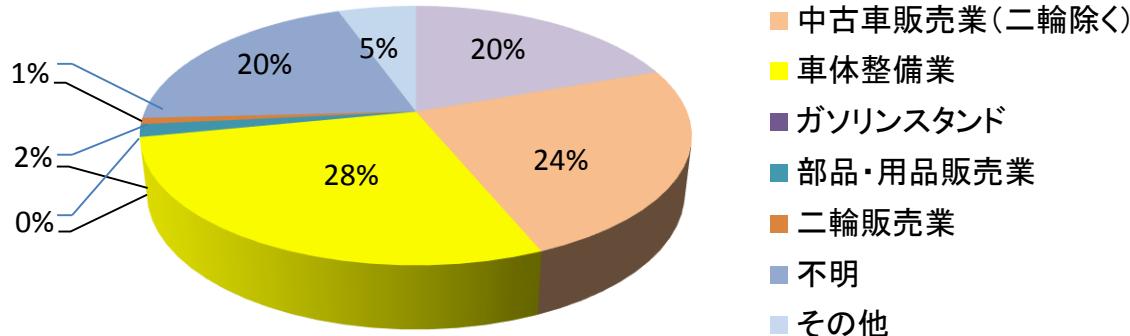
さらに未認証事業者に係る情報の収集、調査・指導の一層の強化を図るため、毎年7月を特に未認証対策の強化月間と定めて実施しています。

その結果、7月の未認証防止対策強化月間において、8件の情報提供があり、59カ所の立入調査を行いました。

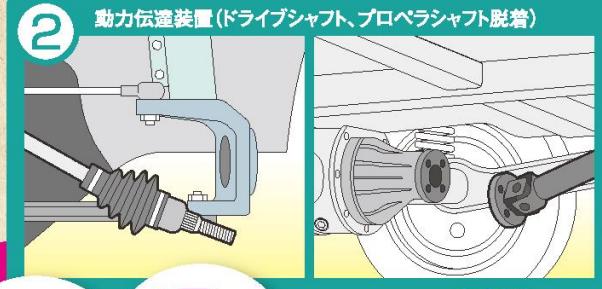
平成28年度 未認証行為に関する立入調査状況



平成28年度 未認証工場 業種別割合



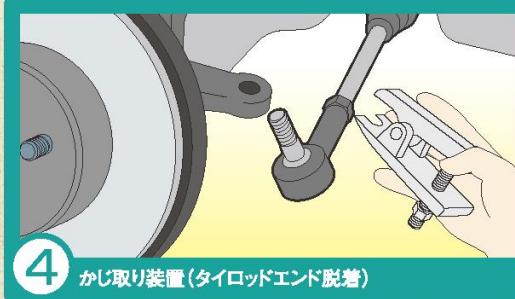
分解整備となる
主な作業例



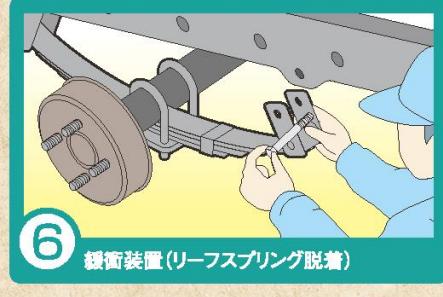
未認証行為は、 法律違反です!!

7月
未認証防止
対策強化
月間

分解整備を行う場合は、認証を取得しましょう。



分解整備となる
主な作業例



未認証行為は、道路運送車両法違反となります。

未認証行為とは、国土交通省地方運輸局長(沖縄は総合事務局長)の道路運送車両法第七十八条の規定に基づく認証を受けずに、業として自動車の分解整備を行う行為です。違反すると罰金が科せられる場合があります。

●道路運送車両法

第七十八条(認証)

自動車分解整備事業を經營しようとする者は、自動車分解整備事業の種類及び分解整備を行う事業場ごとに、地方運輸局長の認証を受けなければならない。

第二百九条(罰則)

次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。(九)第七十八条第一項の規定による認証を受けないで自動車分解整備事業を經營した者